

矢臼別平和資料館を「育てる会」規約

第1条（名 称）

当会は 矢臼別平和資料館を「育てる会」とする。

第2条（目 的）

- ① 矢臼別平和資料館を管理運営することを目的とし、資料の収集、管理、一般公開（展示）、各種行事の計画、実行、環境整備等を行う。
- ② 運営基金を募集し、管理運営に資する。

第3条（所在地）

当会を次の所在地に置く。

北海道野付郡別海町矢臼別 40-1 二部 黎 方

第4条（会 員）

運営基金の拠出者は当会員となる。年間拠出金は回数・金額を自由とする。

会員は年数回の会報を受けとり、積極的にアイデア等を申しのべることができる。

第5条（委 員）

自主的に集まった近隣の会員によって「育てる会」委員会がつくられ日常の業務を行う。

第6条（役 員）

「育てる会」委員会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 1名、事務局長 1名、事務局次長 1名、会計 1名、資料室長 1名を置き、任期を2年とする。

第7条（監 事）

監事を2名とし、任期は2年とする。

第8条（運 営）

- ① 日常の運営は「育てる会」委員と役員が中心となって行う。
- ② 重要な案件が生じた場合は、臨時総会を開催して審議する。
- ③ 会議の決定は出席者の過半数の同意をもって決定する。
- ④ この会則は、出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

第9条（財 務）

- ① 矢臼別平和資料館を管理・運営のための基金を広く募集する。
- ② 当会の運営は基金から充当し、会計が適正に管理する。
- ③ 会計年度は5月1日から翌年4月30日とする。

第10条（設立年月日）

本会の設立年月日は2019年9月12日とする。

第11条（規約施行日）

本規約は、2019年9月12日より施行する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

住 所 北海道釧路市大楽毛西1丁目29-17

会 長 佐々木 孝雄